

千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（就労準備支援事業）における質問と回答

※質問の趣旨を損なわない程度で、一部質問内容を修正する場合があります。

質問項目

項目：7 実施体制 （2）人員配置、人員配置要件及び役割

内容：(イ)の「国が実施する就労準備支援事業従事者養成研修を受講している者であって、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有していることが望ましい」とありますが、こちらは受託までに就労準備支援事業従事者養成研修を受講する必要がありますか。それとも事業開始までに受講していれば問題はないでしょうか。

回答

契約締結時及び事業開始時までの受講実績を求めるものではありません。